



# 緑の基本計画とは

## 緑の基本計画とは

「緑の基本計画」は、都市緑地法<sup>※</sup>に基づき市町村が定める計画で、中長期的な視野に立って、緑地の適正な保全及び緑化の推進に関する施策を総合的かつ計画的に実施するため、その目標と実現のための施策等を内容として策定する緑のオープンスペースの総合的計画です。

<sup>※</sup>都市緑地法

都市において緑地を保全するとともに緑化を推進することにより良好な都市環境の形成を図り、健康で文化的な都市生活の確保に寄与することを目的として制定された法律。都市における緑地の保全及び緑化の推進に関する制度等が定められている。

## 緑の定義

茨木市緑の基本計画で対象とする緑は、周辺山系の森林、都市の樹林・樹木・草花・公園、農地並びにこれらと一体となった水辺及びオープンスペースを指します。



## 計画の目標年次

茨木市緑の基本計画の目標年次は令和7年です。ただし、社会や地域の情勢に大きな変化等があった場合、必要に応じて見直しを行います。

## 計画の実施主体

本計画の実施主体は市民、事業者及び行政です。

なお、本計画における「市民」は、市内居住者だけでなく在学、在勤など本市において活動するあらゆる人々と定義します。また、「事業者」は民間企業だけでなく、NPO<sup>※</sup>や大学等の団体も含むものと定義します。

本計画に位置付けた取組については、市民、事業者及び行政の三者が一体となって協働しながら進めて参ります。

<sup>※</sup>NPO

Non-Profit Organization の略。「非営利組織」または「非営利団体」。現在、日本では「市民が主体となって継続的、自発的に社会貢献活動を行う、営利を目的としない民間団体」を指す言葉として一般に使われており、法人格の有無や活動の種類は問わない。



# 茨木市の緑の特性と課題

## 茨木の緑の特徴

- 全長約 5km の元茨木川緑地や総合公園である西河原公園など大規模な公園のほか市民の生活に身近な400箇所ほどの公園も、きめ細かく配置されています。
- 都市公園等については、計画的な整備を進めてきており、市街地での整備はおおむね完了してきています。
- 整備後数十年が経過して老木化や施設の老朽化が進む公園・緑地が増えつつあります。
- 社寺や古墳、河川、ため池、農地、街路樹など、公園・緑地以外の緑も数多く分布しています。
- 北部に広がる山林では、天然林が多いことが大きな特徴です。
- 一部の山林では人による樹木更新がされなくなったため大木化が進み、ナラ枯れ、マツ枯れが発生しています。
- 本市の緑に対する市民の満足度は、高いとは言えない状況にあります。



## 緑を取り巻く社会潮流

- 人口減少・少子高齢化が進む中、「選択と集中」の考え方のもと、緑の「量」の確保と「質」の向上が重要になっています。
- 市民主体による緑に関する様々な活動が取り組まれています。
- 大阪府において「みどりの風促進区域」が指定されるなど、緑を重視したまちづくりが広がりを見せています。
- 大阪府において森林環境税が導入されることとなり、緑の施策をより一層進める環境が整いつつあります
- 地球レベルでの温暖化対策や生物多様性の確保のため、緑を確保していくことが求められています。
- 緑による防災機能の向上・充実が求められます。

## 緑のまちづくりにかかる課題

- 緑によってもたらされる効果を踏まえ、人々の生活や営みの中で積極的に活用していく必要があります。
  - 様々な緑を守り育て、次世代に受け継いでいく必要があります。
  - まちの緑を再生するとともに質の向上及び最適化を進めていく必要があります。
- ☆市民や事業者による緑の取組への参画を促進していく必要があります。

# 目指すべき緑の方向性

## 緑の将来像

メインテーマ

**人持ちで 緑を育て 緑が育む ほっといばらき**

サブテーマ

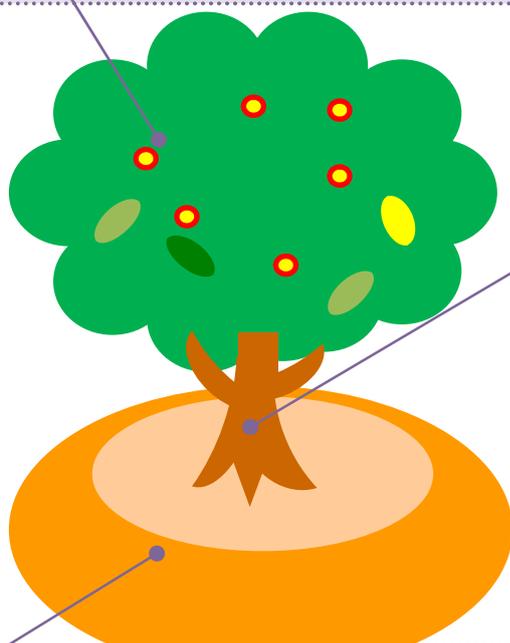
**活発な市民活動と協働によってまちを豊かにする、質の高い緑の保全・創造・再生と活用**

## 基本的な方針

### (1) 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう

茨木市で充実した暮らしや営みを実感できるよう、市民生活や都市活動の場において緑の利用・活用を図ります。緑の種類や緑がある場所・環境などを踏まえ、従来のレクリエーション、防災、環境保全などに加え、福祉、子育て、教育、交流などの分野でも緑の積極的な利用・活用を図ります。

ここでは、緑の利用・活用を果実として例えます。たくさんの果実が実るような取組を進めます。



### (2) 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

緑の存在や利用・活用が生活や都市活動をより充実させるという市民への意識啓発に取り組むとともに、緑に関わる主体の育成や緑のまちづくりに参加できる場や機会の充実など、より多くの市民が緑に関わる取組を推進します。

(1)の可能性を広げるのがこの(2)です。果実である(1)を幹や枝として支えながらたくさん育てていきます。

### (3) 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう

市民共有の財産であるとともにまちの魅力を高める重要な要素として、緑を守り育て、次世代へと引き継いでいきます。緑の種類や緑のある場所、人との関わりの中で求められる役割などに応じて質の高い緑を保全・創造します。

(1)(2)を支えるフィールドとして緑を保全・創造していくのが(3)です。樹木を支えるためのしっかりとした土壌を整えていきます。

#### 基本的な方針(1)～(3)の関係について

「(1)市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう」の可能性を広げるために実施するのが「(2)市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう」です。また、それらをフィールドとして支えるのが「(3)市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、継承しましょう」に位置づける取組です。

# 緑のまちづくりの取組

## 1. 市民の生活や様々な都市活動の中で緑を活かしましょう

(1) 地域コミュニティやまちづくりの様々な活動の場としての緑の活用

- ①健康づくり、レクリエーション分野
- ②子育て分野
- ③教育、生涯学習分野
- ④保健・福祉分野
- ⑤交流・観光、地域活性化分野
- ⑥景観分野
- ⑦防災分野
- ⑧自然環境保全分野



(2) 緑や緑のまちづくり活動等にかかる情報の発信

## 2. 市民の緑への関心を高めるとともに、多様な主体が緑のまちづくりに関わるようにしましょう

(1) 緑に関する普及、啓発と市民団体等の緑に関わる活動への参加促進

- ①緑の活用拠点の整備
- ②緑化にかかる活動支援
- ③緑や環境に関する活動団体の育成
- ④緑や環境の活動に関わる人材育成
- ⑤情報発信にかかるツールの作成
- ⑥専門家との連携強化

(2) 緑に親しみ、学ぶイベントの開催

- ①市民さくらまつり（元茨木川緑地）
- ②生き物観察会・学習会
- ③緑化にかかる表彰イベントの開催
- ④緑化イベントの実施



(3) 緑化事業の推進

- ①茨木市緑化基金の充実と活用
- ②グリーンバンク制度の推進
- ③花と緑の街角づくり推進事業
- ④民有地緑化助成事業
- ⑤専門家の派遣制度



### 3. 市民の共有の財産として質の高い緑を守り育て、次世代に継承しましょう

#### (1) 緑地の保全

##### ①森林の保全

- 1) 自然公園
- 2) 近郊緑地保全区域
- 3) 保安林及び地域森林計画対象民有林

##### ②景観緑地の保全

##### ③農地の保全

- 1) 市街化調整区域の農地の保全
- 2) 市街化区域の農地の保全
- 3) 市民農園の整備

##### 4) 身近な樹林地の保全

- 1) 保存樹木、保存樹林の保全
- 2) 天然記念物の樹木の保護
- 3) 社寺林や個人地の緑の保全
- 4) 景観重要樹木の指定

#### (2) 公園・緑地等の整備と維持管理・運営

##### ①公園・緑地の整備・再整備と維持管理・運営

- 1) 住区基幹公園
- 2) 都市基幹公園
- 3) 都市緑地

##### ②開発による公園・緑地の確保整備・維持管理

- 1) 開発指導要綱による公園の確保整備・維持管理
- 2) 開発指導要綱による緑地、広場、緑道の確保整備
- 3) 開発指導要綱により確保された緑地、広場、緑道の維持管理
- 4) 大阪府自然環境保全条例による緑地の確保

##### ③緑関連公共施設の整備、維持管理

- 1) 児童遊園の維持管理
- 2) 自然歩道の整備、維持管理
- 3) 運動施設の整備、維持管理
- 4) 青少年野外活動センターの整備、維持管理
- 5) 茨木市里山センターの整備、維持管理

#### (3) まちなかの緑の最適化

##### ①道路の緑

- 1) 街路樹
- 2) 街角の緑化修景

##### ②河川水路の緑

##### ③学校等の緑

##### ④公共施設の緑

##### ⑤民有地・民間施設の緑

- 1) 民間施設の緑化誘導
- 2) 工場・事業所の緑
- 3) 業務地の緑
- 4) 地区計画、建築協定など住民の自発的なルールづくりによる緑化



# 重点的・先導的な取組

## 中心市街地の緑化と元茨木川緑地のリ・デザイン

### (1) 中心市街地の緑化

JR茨木駅や阪急茨木市駅、商業業務地区などを含む茨木市の中心市街地においては、中心市街地活性化基本計画を策定しており、中央公園の区域変更を行うなど計画の推進を図りながらオープンスペースの確保や公共公益施設、民間施設の敷地内緑化、壁面緑化などを推進します。



### (2) 元茨木川緑地のリ・デザイン

元茨木川緑地のリ・デザインが目指す目標、基本方針等をまとめた「元茨木川緑地リ・デザイン計画」を作成しました。今後、この計画に基づき茨木市の緑の骨格軸としてのリ・デザインの取組を進めていきます。

## 北部地域の緑を活かした環境づくり

### (1) 市民との協働による里地・里山の自然環境の維持・保全

事業者や森林ボランティア団体による森林整備により、里地・里山の保全を図ります。また、天然林整備に対する支援や森林病虫害対策を実施するとともに、アドプトフォレストの取組や森林ボランティアによる森林保全活動を促進し、多様な生態系の保全に努めます。

#### ※アドプトフォレスト

アドプトとは里親のこと。住民が身近に利用する公共施設を自分たちの子供のように育てていくというコンセプトのもと、市民団体や企業等が行政の支援を得て継続的に実施する活動。道路を対象としたアドプトロード、森林を対象としたアドプトフォレスト、河川を対象としたアドプトリバーなどがある。

### (2) 安威川ダム周辺における自然環境の保全と活用

水源地域整備計画事業であるダム湖展望広場などについて、安威川ダム周辺整備基本構想に基づき、ダム周辺の水辺や地域資源を活かした官民連携による公園整備を進めるとともに周辺地域の自然環境の保全に取り組みます。



### (3) 新名神インター周辺における歴史文化と観光拠点の魅力向上

新名神高速道路の茨木千提寺インターチェンジ等の建設により、北部地域においても国土幹線への結節点が生まれました。茨木千提寺PA周辺では、千提寺地区及び周辺の自然環境や歴史資源を活かした賑わいのある癒しの空間づくりに向けて、地域の活動を支援しつつ緑と調和した地区の魅力向上に取り組みます。

### (4) 山の生き物観察会・学習会の実施

森林組合や環境をテーマに活動する団体等と連携し、山林や豊かな自然を活用し、生態系や環境保全について学ぶことができる山の生き物観察会・学習会等を開催します。

# 計画の推進に向けて

## 市民・事業者・行政の役割

まちの主人公はそこで生活する市民であり、愛着と誇りを持てるまちをつくりあげていくためには、「自分たちで茨木市をより良いまちにしていきたい」という意識のもと、市民自らが自分の住むまちへの関心を高め、主体的に活動に取り組んでいくことが必要です。これからの茨木市の緑のまちづくりにかかる活動は、市民、事業者、行政のそれぞれの適切な役割分担と連携のもとで進めていきます。

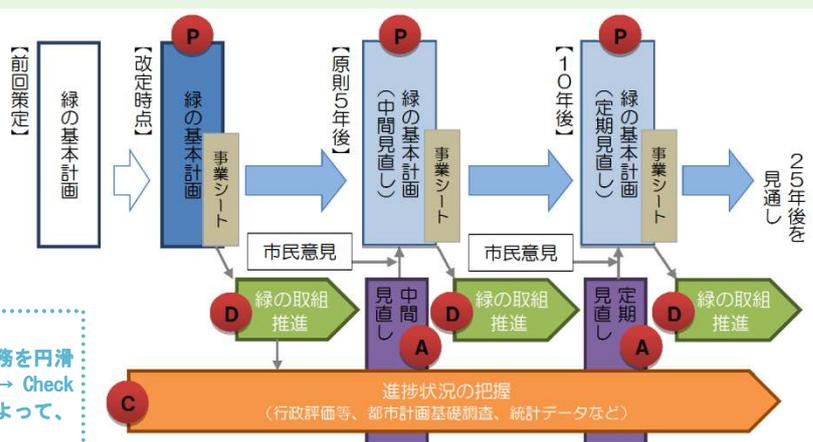
主体	役割
市民	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑のまちづくりの主役として、自らの活動の中で緑の活用を図るとともに、緑のまちづくり活動に積極的に参加します。</li> </ul>
事業者(民間企業、NPO、大学等)	<ul style="list-style-type: none"> <li>地域社会を構成する一員として緑のまちづくりに対する理解を深め、緑化活動等に参加・協力します。</li> <li>開発等を行う場合は、周辺の環境や景観等に配慮した計画とします。</li> </ul>
行政	<ul style="list-style-type: none"> <li>緑にかかる都市計画事業の決定や見直し、地域制緑地の指定、都市基盤整備など行政でなければできない取組を実施します。</li> <li>市民への情報提供や意向把握、市民活動の支援、市民参加のしくみづくり、緑の普及啓発などに努めます。</li> <li>市の区域を超える広域的な取組について、国や大阪府、周辺市及び関係機関との連携・調整を図ります。</li> </ul>

## PDCAサイクル<sup>※</sup>の運用

緑の基本計画に基づき実施される施策・事業が効率的かつ効果的に実行されているかどうかを、PDCAサイクルにより検証します。

### ※PDCAサイクル

事業活動における生産管理や品質管理などの管理業務を円滑に進める手法の一つ。Plan(計画)→Do(実行)→Check(評価)→Act(改善)の4段階を繰り返すことによって、業務を継続的に改善する。



## 茨木市緑の基本計画 中間見直し(概要版) 令和4年3月

(お問い合わせ)

茨木市 建設部 公園緑地課

〒567-8505 大阪府茨木市駅前三丁目8番13号 茨木市役所南館4階

電話: 072-620-1654 建設部ファックス: 072-625-3181

E-mail: koen@city.ibaraki.lg.jp